

第4回入札等制度検証委員会議事録（概要版）

1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成18年11月13日(月) 午後1時から午後2時40分
- (2) 場 所 第1特別委員会室（福島県庁本庁舎2階）
- (3) 出席者
 - ア 委 員
相良勝利（委員長） 安齋勇雄 安齋利昭 清水修二 羽田博子
 - イ 県 側
野地総務部長 佐藤総務部政策監 野崎総務部参事（プロジェクトチーム主任）
横井農林水産部政策監 角田人事領域総括参事
高橋総務部参事（プロジェクトチーム副主任） 河野総務部総務予算参事
鈴木職員研修参事 鈴木行政経営参事 武人事参事 星農林水産部総務予算参事
本田農林検査参事 安藤土木部総務予算参事 仲沼建設行政参事
- (4) 次 第
 - ア 開会
 - イ 事務局紹介
 - ウ 議事
 - ア 職員の意識改革及び情報管理の在り方について
 - エ 閉会

2 発言内容

- (1) 開会
 - 【事務局】

定刻となりましたので、ただ今から第4回入札等制度検証委員会を開会します。
本日、会沢テル委員は欠席ですので御報告いたします。
- (2) 議事
 - 【委員長】

議事の1つ目「職員の意識改革及び情報管理の在り方について」事務局より説明をお願いします。
 - 【事務局】

（資料1により説明）
 - 【委員】

前回の建設技術センターの話と関係しますが、資料1の2ページの表で、設計金額及びその積算内訳が秘密扱いになっています。
前回、建設技術センターが取り扱っている情報の中で、漏れてはならない情報は格別ないということだったと思いますが、ここで秘密扱いになっていることとの整合性はどうか理解したらよいのでしょうか。
 - 【事務局】

前回、そのように申し上げましたが、センターではきちんと守秘義務の考え方を持っており、県に設計の基礎となるものを提出いただくときの守秘義務はきちんと果たしていると理解しています。
 - 【事務局】

前回は、県から委託された設計の積算価格が、もし仮に漏れたとしても、今は予定価格を事前公表していますので、それを事前に知ることによって、談合をもしやろうとした場合に、業者に何のメリットもないということを申し上げました。
今回は、守秘義務を徹底してやるということを説明しています。

【委員】

情報の性格として、積算の内訳は秘密にしなければならない事情があるのかどうかを伺ったのですが。

【委員】

まず、前提として、この文書取扱要領がセンターにも適用されるのかどうか。適用にしなければ問題にならないのではないですか。

適用にならないのならば、センターの文書取扱要領を見ないと。

【事務局】

これは県の職員の規定です。

センターにおいては、県は業務委託に際して守秘義務を課していますので、センターの守秘義務の規定の範囲でセンターで管理されていると考えています。

【委員】

そうすると、談合を防ぐために秘密にしてるわけではないのですね。あえて公表すべきものでないから秘密にしているということですか。

資料では、最低制限価格計算書は積算内訳の一部内容を含むため取扱いに十分注意とあるので、積算内訳というのは、飽くまでも秘しておかなければならないものだと読めるのです。

【事務局】

予定価格は公表した時点で守秘義務の対象になりませんが、積算の根拠はまだすべて公表されていませんので、予定価格以外のものは守秘義務はずっとあるということです。

それは、談合だけを前提にするということではなく、外に漏らしてはいけないものとして考えているわけです。

【委員】

情報については、一方で守秘義務と言われながら、他方では情報公開ということが言われている時代ですので、さしたる理由もなしに出せないというのは理由にならないと思うのです。

とにかく、確認しておきたいのは、この情報が漏れたからといって業者にとって格別有利なものではないということですね。

【委員長】

入札のやり方によっては重要な意味を持つてくると思いますけど。

【委員】

それと、これは県の取扱要領なので、センターの文書の取扱いはどうなっているのかという問題もあります。

【委員長】

それは後で私たちに送ってください。

【事務局】

後ほど整理してお送りします。

【委員】

談合情報の処理について、福島県は、談合の情報がなければ談合があったかどうかに関して追及することは一切していないと考えてよろしいですか。

談合の疑いがあり調査した場合は、公正取引委員会に連絡することになっています。その先ですが、仙台の公取に行って、県から談合の情報が来たときにどう対応するのか聞きましたら、個別の事案について一々調査に入ることはしないと言われました。しかし、実際には時々公取

が調査に入っています。どういう場合に公取は動くのでしょうか。

なぜかという、公取に連絡すれば県は処理が完了する手続になっていて、談合情報があったとしても入札を中止すれば済んでしまうのです。それ以上追及が全くなされていないことが問題ではないかと思います。

他県の状況を見ると、宮城県の場合は談合情報が寄せられなくても疑義がある場合は自発的に事情聴取を行う、佐賀県の場合には事実が確認できなくても開札してみてこういった項目に該当すればやり直しをするということをやっています。

福島県の談合情報、談合摘発に対するスタンスは非常に緩いという印象を受けるのですが、どうお考えでしょうか。

【事務局】

今の談合情報処理要領では、談合情報があったものだけを取り扱っています。しかし、最近、事務サイドでは、入札の結果を見て疑いのあるものについては、事情聴取や内容の確認をした方がいいのではないかという話をしています。

どういう場合に公正取引委員会が動くのかということについては、具体的に照会したことはありませんので、公正取引委員会の判断ということになると思います。

今の談合情報処理要領に記載されていない内容で、疑いがあった場合については、他県の状況やこの検証委員会の検証結果を踏まえて、いろいろ検討していきたいと考えています。

【委員】

日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会が2003年の7月に行った調査では、福島県は、落札率の調査せずという6つの県の中に入っていて、ここから見ても福島県はかなり緩いのではないのでしょうか。

【委員】

事務局から説明のあった職員の倫理規程、職業倫理等については、職員が法令を守る、不正をしないという中身になっています。しかし、談合にかかわっては、不正をしないということだけではなく、不正を許さないために最大限のことをする義務があるのではないかと思うのです。

今回業者のヒアリングをした中でも、業者に談合はどうしてもなくさなければならないという強い気持ちが希薄なのではないかと思われる発言が幾つもありました。

行政の側にも、談合はどんなに制度を工夫しても根絶することはできない、自分たちが不正なことをしていなければそれ以上のことはいい、談合するのは業者だという見方があるように思えるのです。これはある種の業者と行政側のなれ合いだと思います。

どこまでできるかはともかくとして、不正をなくすための最大限の努力を行政も払う義務があるという意味での職業倫理というものもここにうたわれていいのではないかと思います。

【委員長】

私も同意見です。

例えば技術センターで、今回問題になった談合について、積算をやっているのはまじめな一般職員、プロパー職員ですね。それを利用した上司がいて、理事長が中心になって談合にかかわっているわけです。ですから、理事長さんは積算額を知りたいと課長あたりに聞き、その課長は部下の積算担当者に聞くのでしょうか。その場合には、これを今出せば問題だということを知りつつ恐らく出しているはずですよ。

そうすると、それを拒否するシステムを我々は考えざるを得ないのではないのでしょうか。拒否したときにその職員に対する不利な影響を取り去ってやる必要があるわけです。その取り去るための仕掛けを我々は考えつつ、倫理規程では単に自分は不正はしないということを一歩越えて不正を許さない姿勢が職員に求められてくる。それがないと恐らく今後この談合問題に対する我々の改革というか、根本姿勢が問われるのではないかと。今これをやっておかないと、後でそういう規定を入れるのは相当無理なのだろうと思います。

その担保をどこでどうやるかということについては、例えば上司からこういうことを受けて拒否しましたということを入札監視委員会に訴えて、入札監視委員会が適切に処理するという

こともあり得るのかと考えています。

この点は、今後の職員の倫理規程の中で重要ではないかと思えます。本気で談合、入札にかかわる不正を払しょくするためには、県の職員がそのぐらいのことをやるべきだと思います。

【委員】

今、銀行などの民間会社では、法令遵守、コンプライアンスというのが非常に重視されています。この間の新聞でも、人事院のコンプライアンスについての意識調査を見ると、むしろ民間の方が厳しい考え方を持っているということでした。

公共団体では、この点、原価意識というか、利益に直接直結するわけではということもあって、非常に緩いということになるのではないのでしょうか。

だから、県や外郭団体にもコンプライアンス委員会を作って、月1回とか開いて遵守事項を改めて確認していく必要があると思えます。それと、細かな行動規範を作る必要があると思えます。

これらは内部で、自らの力で作って、自主的にそれを検証すべきだと思います。

【委員】

今日の議論の内容を全部仕組み作りにすればよろしいと思えます。

まず、政治家等からの口利き制度を設ける。口利きした人に対しては所定の様式に記載して公表する。

意識改革を進めて、二本松の戒石銘なども踏まえた上で職業倫理、常識をもう1回学んでもらう。自治研修センターのメニューももう少し強化しなくてはならないと思えます。

内部通報制度を早急に作り、通報した本人は保護するという手当をしながら内部通報制度を確立する。

処分についても、談合に加担するのは法律違反ですから、当然処分しても何も問題もないので、それを明記する。

談合に関係した業者にも当然ペナルティを課す。課徴金というか、その金額を引き上げる。

指名停止期間も24か月まで延ばすのがいいのではないか。

我々は、基本的には方向付けだけで、細かな点は事務局の方に検討してもらおうということによいのではないかと思います。

【委員】

宮城県は口利きがあったときに、報告をして公表するということですね。私は口利きというのはやってはいけないものだと思っていたのですが、いい口利きというのは何でしょうか。

【委員】

指名競争入札で、この業者を指名競争入札に参加させるという形の口利きが今までは多かったのだと思います。

一般競争入札はそういうメリットがなくなりますから、だんだん口利きはなくなると思えます。現実に、宮城県でも余り口利きが公表されているのはなさそうです。

【委員】

公表するというのは、そういう口利きをゼロにするためにやっているわけですね。そういうプレッシャーをかけるということですね。

【委員】

先ほどもちょっと言いましたが、守秘義務の問題は情報公開の問題との兼ね合いがあります。入札監視委員会の県知事への提言の中にも、情報の公開という項目を挙げておきました。

落札率に関しては、あぶくま高原道路も流域下水道も今回のことがあって初めて詳細な落札率のデータが公開されたので、ああいうものはコンスタントに出していくべきだと思います。

情報管理は、単に秘密にする管理だけではなく、入札については特に公開することも積極的に進めていくべきだと思います。

【委員長】

ただ今まで出ている御意見を整理します。

1つは、談合情報がなかった場合にも、一定の疑わしいものについては調査をする必要があるのではないかとということ。

2つ目に、職員の倫理規程ですが、職員が不正をしないというのは当たり前で、不正を許さない姿勢をきちんと醸成しておく必要がある。そのためには、不正を許さない姿勢を貫くことによって不利な影響が生じないような制度が必要だろうということ。

3つ目に、職員への働きかけ、いわゆる口利きは公表する。公表しますがそういう働きかけをされますかと聞いてみるようなことを考えた方がいいのではないかとということ。

4つ目に、内部通報制度についてはまだ未整備だということなので、早急に確立する必要があるのではないかとということ。

5つ目に、業者へのペナルティ。今は軽すぎるのではないかとということなので、それを重くする。例えば入札資格停止、指名入札はやらない方向で行きたいと思っておりますので、その場合には入札資格停止をできる限り延ばす。それから、罰金も最高まで行けるように制度を改正する必要があるのではないかとということ。

6つ目に、守秘義務が課せられていても別に秘密にしておく必要がないもの、県民の視点から見てそういったものは、きちんと整備をし、公表すべきものは公表していく必要があるのではないかとということ。そのぐらいでしょうか。

【委員】

それと、先ほど私の言った内部のコンプライアンス委員会。

【委員長】

これはどういう形を考えているのですか。

【委員】

談合に関して、その行動基準。談合をなくす、談合に手を貸さないための、県やセンターの職員が守るべき行動規範の細かい基準です。

最低限度のそういう行動規範を作るべきだと思います。各企業ではやっているのです。

それを作って、それが遵守されているかどうかを月1回なり会合を開いて検証する。内部的に。

【委員】

倫理規則で倫理委員会があって、年に3回ぐらい開催していると思いましたが、説明してください。

【事務局】

倫理条例の中で倫理の原則を定めた上で、具体的には倫理規則の中で利害関係人との関係の持ち方について規定しています。贈与、供応接待、何らかの報酬を得て講演するなどいろいろな対応を規定しております。

ただし、身近に置いていつも見るとい形のものではない状況ですので、分かりやすく、手元に手引としていつも見られるような形にできればよろしいのかなと思います。

倫理条例・規則の運用については、第三者機関として倫理審査会を設けまして、御報告しながら、御意見を頂くような形で運用しています。

【委員長】

委員の言われたのとはちょっと違いますね。庁内の職員の方の委員会、自己チェックシステムを働かせたらいかがですかということですね。

【委員】

この前のヒアリングで感じたことですが、市町村や末端の下請業者は、地産地消をしてもらわないと困るという意見がありました。でもそれをいいことにして、元請とかが逆に利用して

いるという部分はないのか、チェックする方法はないのかという疑問があります。

本当は、地産地消で地元の業者に潤いの部分も行くようなシステムが、福島県のような場合は必要だと思うのです。市町村の格差が大きいですから。

だけでも、話を聞くと、裏の方では談合が、みんなでやれば怖くないみたいな形になっているのかとも感じましたので、地産地消については別な角度から光を当てるとそのデメリットの方が出てくるのではないかということを検討したらいかがかと思いました。

【委員長】

恐らく条件付一般競争入札を導入した場合の条件の中に地域要件が入ってきますので、そこで県の公共工事が、地域のことを全く捨象するわけにはいきません。

しかし、その場合でも、競争性、透明性、公平性が維持され、なおかつ最低の品質保証がなされるということを条件にしつつ地域要件を入れざるを得ない。

それでもなおかつ談合をやるようであれば、もう地域要件を外してしまえばいいのです。そうすると地元はどうにもなりませんので、そういう覚悟があるなら、談合でも何でもやってください、ただし生きていけませんよ。競争すれば大きい方が強いに決まってるのですから。

我々としては、競争性、透明性、公正性を確保し、なおかつ最低限の品質保証というのを大前提に進めていかざるを得ないと思っていますので、どういう形になるうとそこを外すということはあり得ないし、そこで歯止めはしたいと思っています。

【委員長】

それでは、事務局から先ほどのヒアリング結果について御説明をお願いします。

【事務局】

(資料「建設関係企業等からの意見の聴き取り調査結果の概要について」により説明)

【委員】

先ほどの話に戻りますが、最低制限価格計算書が秘密だとあるのですが、現実問題としてはもう実態と合っていません。財務規則施行通達の第261条関係で、予定価格の10分の8に相当する額程度が適当であろうと明記してあるのです。

この根拠は全くないのではないかと考えていますので、この規定を撤廃するか、10分の8とこのを改めないとおかしくなるということ提起したいと思います。

【事務局】

今の最低制限価格も含めまして、今回は入札制度について論点を明確に整理して議論していただく予定です。

今回は、11月20日の10時半から3時まででよろしくをお願いします。

併せて、11月30日に中間取りまとめということで、入札制度と技術センター等もすべて含めて、13時30分から16時30分程度でお願いしたいと思います。

12月の最終報告に向けた日程については、別途調整させていただきます。

【委員長】

本日の議事についてはこれで終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

(3) 閉会

【事務局】

以上をもちまして、第4回委員会を閉会とさせていただきます。